3月	127,180	136,963	146,746	156,529	166,312	176,095	185,878	200,553	215,228	229,902	244,577	259,252	273,926	288,601	303,275
4月	169,297	182,320	195,343	208,365	221,388	234,411	247,434	266,968	286,503	306,037	325,571	345,105	364,640	384,174	403,708
5月	211,276	227,529	243,781	260,033	276,285	292,537	308,789	333,167	357,545	381,923	406,301	430,679	455,057	479,435	503,813
6月	253,119	272,590	292,060	311,531	331,002	350,473	369,943	399,149	428,355	457,561	486,767	515,973	545,179	574,386	603,592
7月	294,825	317,504	340,183	362,862	385,540	408,219	430,898	464,916	498,935	532,953	566,971	600,990	635,008	669,026	703,044
8月	336,395	362,272	388,148	414,025	439,901	465,778	491,654	530,469	569,284	608,099	646,913	685,728	724,543	763,358	802,173
9月	377,829	406,893	435,957	465,021	494,084	523,148	552,212	595,808	639,403	682,999	726,595	770,190	813,786	857,382	900,978
10月	419,128	451,369	483,610	515,850	548,091	580,332	612,572	660,933	709,294	757,655	806,016	854,377	902,738	951,099	999,460
11月	460,293	495,700	531,107	566,514	601,921	637,328	672,735	725,846	778,957	832,068	885,178	938,289	991,400	1,044,510	1,097,621
12月	501,323	539,886	578,449	617,013	655,576	694,139	732,702	790,547	848,392	906,237	964,082	1,021,927	1,079,772	1,137,617	1,195,462

○国土交通省告示第八百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月二十九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　九州縦貫自動車道鹿児島線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
姶良市加治木町反土字横手一四四〇番一地先から同市加治木町反土字八幡領一四五七番五まで	前	最大 一一五 最小 六一	七九
	後	最大 一一五 最小 六〇	

○国土交通省告示第八百五号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十二年国土交通省告示第七百九十八号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百三十円未満の場合　二千三百三十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百三十円以上四千六百五十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百五十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百五十円を減じた額（ただし、当該額が七千百二十円を超えるときは、その額とする。）を七千百二十円で除して得た率

○国土交通省告示第八百六号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十三年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十二年国土交通省告示第七百九十九号）は、平成二十三年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十三年七月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　同項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千三百三十円未満の場合　二千三百三十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千三百三十円以上四千六百五十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千六百五十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千六百五十円を減じた額（ただし、当該額が七千百二十円を超えるときは、その額とする。）を七千百二十円で除して得た率